

令和8年度 第1回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会

日 時：令和8年6月15日（月） 10:00～

場 所：大阪港湾局 第1会議室

議 題

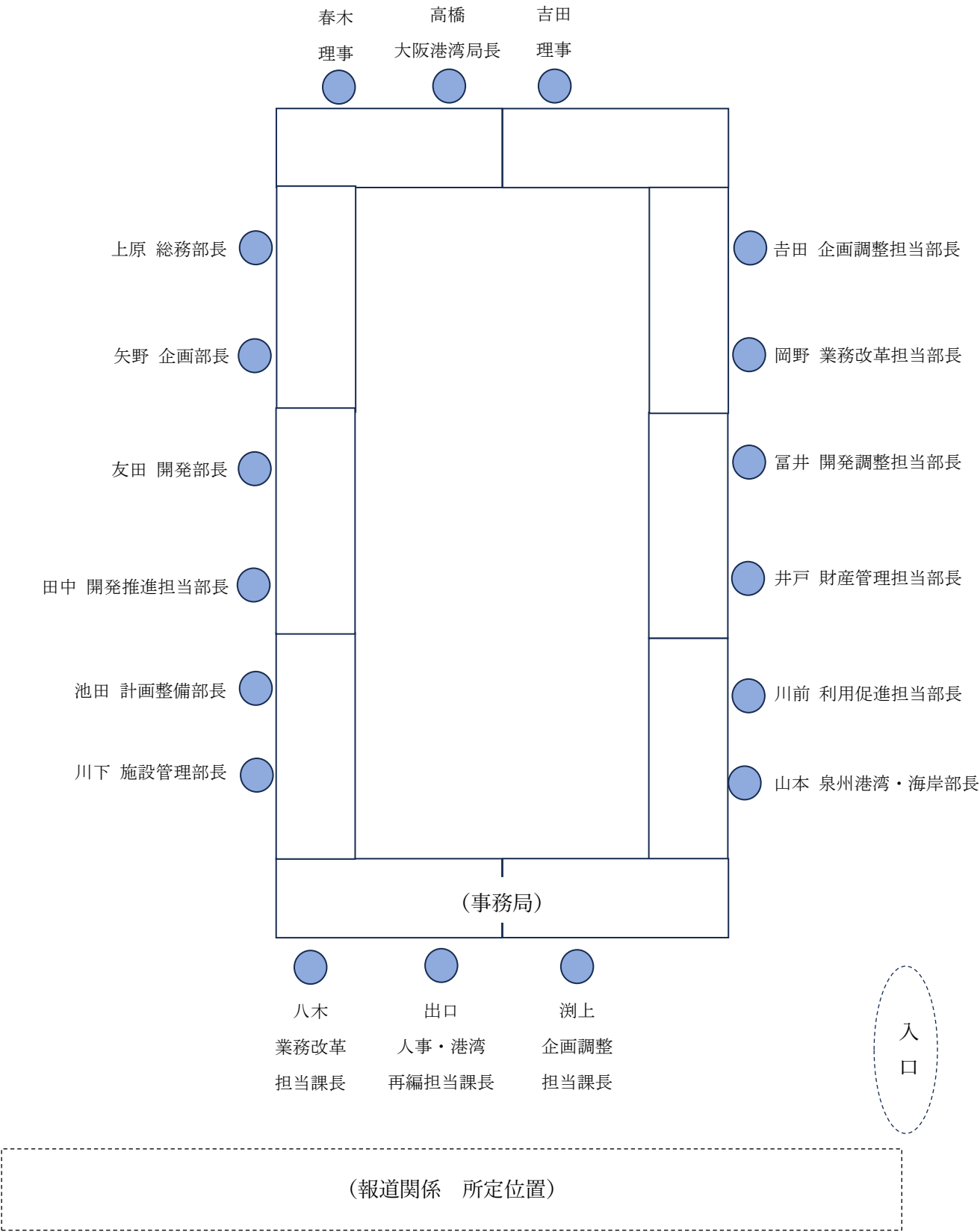
- 1 要綱の改正について
- 2 懲戒処分について
- 3 休暇、超勤、休職者の状況について
- 4 その他

大阪港湾局服務規律確保推進委員会 名簿

委員長	高橋 大阪港湾局長
副委員長	吉田 理事
	春木 理事
委員	上原 総務部長
	吉田 企画調整担当部長
	矢野 企画部長
	岡野 業務改革担当部長
	友田 開発部長
	富井 開発調整担当部長
	田中 開発推進担当部長
	井戸 財産管理担当部長
	池田 計画整備部長
	川前 利用促進担当部長
	川下 施設管理部長
	山本 泉州港湾・海岸部長

令和8年度 第1回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会 座席表

大阪港湾局 第1会議室



大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱

制 定 平成22年 7 月23日

最近改正 令和 8 年 6 月 1 日

(設置)

第1条 この要綱は、職員の服務規律の確保及び非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶に向けた具体的取組を推進し、もって職員のコンプライアンスへの意識やマネジメント力の向上に資することを目的として大阪港湾局服務規律確保推進委員会(以下「服務推進委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 服務推進委員会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 大阪市服務規律刷新プロジェクトチームで協議された事項の連絡及び周知に関すること。
- (2) 当局独自の取組の策定及び進捗管理に関すること。
- (3) その他、職員の服務規律の確保及び職員の非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶のために必要となる措置に関すること。

(組織)

第3条 服務推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、服務推進委員会の会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて、書面(電磁的記録を含む。)により委員の意見を求める方法により行うことができる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に服務推進委員会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 服務推進委員会に幹事会を置く。

2 幹事会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 服務推進委員会の所管事務にかかる連絡及び部内周知に関すること。

(2) 服務推進委員会により決定された取組及び措置にかかる部内における促進並びに進捗管理に関すること。

(3) その他委員長が指示すること。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が幹事を召集して行う。ただし、幹事長は、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて、書面（電磁的記録を含む。）により幹事の意見を求める方法により行うことができる。

5 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

（部会）

第7条 職員の服務規律の確保及び非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶に向けた具体的取組を企画立案し、その取組の推進を図るため、部会を置く。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、部会長及び部会員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

3 部会は、部会長が部会員を召集して行う。

4 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求めることができる。

（庶務）

第8条 服務推進委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（施行の細目）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

委 員 長	大阪港湾局長
副 委 員 長	理事（府） 理事
委 員	総務部長 企画調整担当部長（府） 企画部長 業務改革担当部長 開発部長 開発調整担当部長 開発推進担当部長 財産管理担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 施設管理部長 泉州港湾・海岸部長（府）

別表第 2（第 6 条関係）

幹 事 長	人事・港湾再編担当課長
幹 事	総務課長 企画調整担当課長（府） 業務改革課長 管財課長 計画課長 管理課長 総務振興課長（府）

別表第 3（第 7 条関係）

部 会 長	業務改革担当部長
部 会 員	総務部長 企画調整担当部長（府） 総務課長 人事・港湾再編担当課長 企画調整担当課長（府） 業務改革課長

大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前												
大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱	大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱												
第5条 服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。<u>ただし、委員長は、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて、書面（電磁的記録を含む。）により委員の意見を求める方法により行うことができる。</u>	第5条 服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。												
第6条 4 幹事会は、幹事長が幹事を召集して行う。<u>ただし、幹事長は、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて、書面（電磁的記録を含む。）により幹事の意見を求める方法により行うことができる。</u>	第6条 4 幹事会は、幹事長が幹事を召集して行う。												
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）												
<table> <tr> <td>委員長</td><td>大阪港湾局長</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>理事（府） 理事</td></tr> <tr> <td>委員</td><td> 総務部長 企画調整担当部長（府） <u>企画部長</u> 業務改革担当部長 <u>開発部長</u> 開発調整担当部長 開発推進担当部長 <u>財産管理担当部長</u> 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 施設管理部長 泉州港湾・海岸部長（府） </td></tr> </table>	委員長	大阪港湾局長	副委員長	理事（府） 理事	委員	総務部長 企画調整担当部長（府） <u>企画部長</u> 業務改革担当部長 <u>開発部長</u> 開発調整担当部長 開発推進担当部長 <u>財産管理担当部長</u> 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 施設管理部長 泉州港湾・海岸部長（府）	<table> <tr> <td>委員長</td><td>大阪港湾局長</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>理事（府） 理事</td></tr> <tr> <td>委員</td><td> 総務部長 企画調整担当部長（府） 業務改革担当部長 <u>営業推進室長</u> 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） <u>事業戦略担当部長</u> 施設管理部長 泉州港湾・海岸部長（府） </td></tr> </table>	委員長	大阪港湾局長	副委員長	理事（府） 理事	委員	総務部長 企画調整担当部長（府） 業務改革担当部長 <u>営業推進室長</u> 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） <u>事業戦略担当部長</u> 施設管理部長 泉州港湾・海岸部長（府）
委員長	大阪港湾局長												
副委員長	理事（府） 理事												
委員	総務部長 企画調整担当部長（府） <u>企画部長</u> 業務改革担当部長 <u>開発部長</u> 開発調整担当部長 開発推進担当部長 <u>財産管理担当部長</u> 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 施設管理部長 泉州港湾・海岸部長（府）												
委員長	大阪港湾局長												
副委員長	理事（府） 理事												
委員	総務部長 企画調整担当部長（府） 業務改革担当部長 <u>営業推進室長</u> 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） <u>事業戦略担当部長</u> 施設管理部長 泉州港湾・海岸部長（府）												

[トップページ](#) > [市政](#) > [組織](#) > [コンプライアンス・内部統制](#) > [不祥事削減に向けた取り組み](#) > 懲戒処分の公表

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2026年3月10日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和8年2月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容（年月日）	事案概要
1	教育委員会 （学校園）	教頭	小学校教頭	52	減給6月 （令和8年2月27日）	令和6年4月から令和7年11月にかけて、勤務時間中に職場のパソコンを用いて、業務と関係のないウェブサイトを利用し、職務に専念する義務を怠った。
2	教育委員会 （学校園）		中学校主務教諭	47	減給3月 （令和8年2月27日）	令和5年度から令和6年度までの間、生徒を指導する際、生徒の身体を手で叩く体罰を複数回及び脛を蹴る体罰を1回行った。
3	教育委員会 （学校園）		中学校事務職員	42	減給1月 （令和8年2月27日）	令和7年4月、学校徴収金を誤徴収した上、返金手続きを怠り、約1月間金庫で現金を保管した。 また、管理職や教育委員会事務局から返金状況を確認された際、虚偽の報告を複数回行った。
4	教育委員会 （学校園）		小学校主務教諭	33	戒告 （令和8年2月27日）	令和2年9月から令和7年8月までの間、任命権者の許可を得ることなく、企業からの個別の依頼に基づき複数の企業の商品をSNSで紹介し、報酬として現金(2万円)及び商品(19万円相当)を受け取った。
5	教育委員会 （学校園）		中学校育児休業 任期付講師	24	戒告 （令和8年2月27日）	令和7年9月、担任との面談の順番を決める際、特定の生徒が最後になるよう順番を細工し、当該行為について管理職等へ虚偽の報告を繰り返し混乱を招いた結果、校務運営に支障を与えた。
6	健康局		事務職員 （再任用職員）	64	減給1月 （令和8年2月27日）	令和7年11月、通行人とトラブルになった際、当該通行人を蹴り転倒させた。また、同月、飲食店で他の客と口論になった際にも、当該客の頬を押す暴行を加えた。
7	環境局		技能職員	37	減給 （令和8年2月27日）	令和7年9月、大阪市内のコンビニエンスストアにおいて、酒に酔った状態で店員を殴打し、負傷させた。

この件に関するお問い合わせ

教育委員会（学校園）

教育委員会事務局教務部教職員人事担当

電話番号：[06-6208-9059](tel:06-6208-9059)

ファックス：06-6202-7053

その他

総務局人事部人事課

電話番号：[06-6208-7516](tel:06-6208-7516)

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課人事グループ

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：[06-6208-7511](tel:06-6208-7511)

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

懲戒処分の公表

ページ番号：175852

2026年4月10日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和8年3月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容（年月日）	事案概要
1	水道局		技能職員	57	免職 （令和8年3月24日）	令和7年7月及び8月に各1回超過勤務命令を受けた際、退勤時刻を記録することなく退勤し、他人に実際の退勤時刻よりも遅い時刻を勤怠管理用ICカードリーダー（以下「カードリーダー」という。）へ打刻させ、当該時刻までの超過勤務認定を受けることにより、約1万円の超過勤務手当を不正に受給し、退庁する際には、勤務中の部下職員に公用車で送迎させた。また、令和7年10月及び令和8年1月に各1回休日振替勤務をした際、他人に実際と異なる出退勤時刻をカードリーダーへ打刻させ、庁舎に約1時間から3時間しか滞在せず、命令された勤務を行わなかった上、通勤には正当な理由なくマイカーを使用した。 さらに、令和7年10月に公用車を部下職員に運転させ私的に商業施設に行き、職務に専念する義務を怠った上、公用車のドライブレコーダーの電源を抜くなどの行為を行った。加えて、事実関係の聴き取りにおいて、繰り返し虚偽の報告をした。
2	港区役所	課長級	事務職員	60	停職1月 （令和8年3月30日）	令和8年3月、正当な理由なく、マイカー通勤を計3回行った。また、当該マイカー通勤について虚偽の報告をした。 なお、過去にも正当な理由なくマイカー通勤を行ったとして、令和7年9月30日付けで、懲戒処分を受けている。
3	こども青少年局		技能職員	58	停職1月 （令和8年3月30日）	少なくとも令和3年3月頃から令和7年12月まで、食品衛生責任者として届出された状態で、親族が経営するスナックにおいて従事した。
4※	経済戦略局	局長級	事務職員	68	減給6月 （令和8年3月30日）	所属職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に資するように努めるべき職責を有していたにもかかわらず、自身のパワー・ハラスメントに該当する言動により職員が動揺し、精神的な不安を感じ、委縮したことが認められ、職場環境を悪化させた。
5※	区役所	局長級			減給3月 （令和8年3月30日）	連合振興町会の元会長から直接又は同元会長より言付けを受けた連合振興町会会長を介して、プロ野球観戦チケットを年1回計3回受領した。
6	健康局	部長級	医師	64	減給3月 （令和8年3月30日）	令和7年4月中旬頃から9月下旬にかけて、勤務時間中に職場のパソコンを用いて、業務と関係のないウェブサ

						イトを少なくとも35時間以上閲覧し、職務に専念する義務を怠った。
7	大正区役所		会計年度任用職員	65	減給1月 (令和8年3月30日)	令和7年4月から令和8年2月下旬までの間、公共交通機関を利用して通勤する旨を届け出ていたにもかかわらず、自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。
8	建設局	係長級	技術職員	56	戒告 (令和8年3月30日)	令和7年6月、部下職員に対して、座っていた椅子を蹴り、胸ぐらを掴む暴行を加えた。
9	こども青少年局		児童自立支援専門員	34	戒告 (令和8年3月30日)	令和8年2月、職員及び児童で刈り取った雑草等を焼却するためにたき火を行った際、焼却後は水をかけたものの鎮火確認を怠り、残り火が周囲の雑草に延焼する火災を発生させた。また、たき火の際、本来認められていない廃棄物の焼却を行った。
10	教育委員会 (学校園)		中学校 育児休業 任期付講師	26	免職 (令和8年3月31日)	令和7年9月から10月までの間、大阪市内のホテルでメンズエステ店の女性従業員から施術を受けている際、スマートフォンの動画撮影機能を使って女性従業員の性的姿態を盗撮した。
11	教育委員会 (学校園)		中学校 主務教諭	37	停職1月 (令和8年3月31日)	令和7年9月、自転車で酒気帯び運転を行った。
12	教育委員会 (学校園)		小学校 期限付講師	58	停職1月 (令和8年3月31日)	令和7年10月、自転車で酒気帯び運転を行った。
13	教育委員会 (学校園)		小学校 主務教諭	40	減給1月 (令和8年3月31日)	令和6年夏頃から令和7年12月にかけて、教職員と本市の小・中学校に通う児童生徒とのSNS等を利用した私的なやり取りが禁止されているにもかかわらず、勤務校を卒業した中学生に対し、指導とは関係のないメッセージを送信した。
14	消防局		消防吏員	37	停職1月 (令和8年3月31日)	令和7年11月、ボールを取りに自宅敷地内に無断で侵入した小学生の児童の首を右手で掴み、児童をその場に座らせ叱責し、右の手のひらで児童の左頬を叩いて傷害を負わせた。

※「[報道発表資料 大阪市公正職務審査委員会からの勧告について](#)」のとおり。

通報者及び調査協力者等の個人が特定される恐れがあるため一部非公表としています。

この件に関するお問い合わせ

水道局

水道局総務部職員課

電話番号：06-6616-5420
ファックス：06-6616-5419

教育委員会（学校園）

教育委員会事務局教務部教職員人事担当

電話番号：06-6208-9059
ファックス：06-6202-7053

消防局

消防局企画部企画課

電話番号：[06-4393-6207](tel:06-4393-6207)

ファックス：06-4393-6209

その他

総務局人事部人事課

電話番号：[06-6208-7516](tel:06-6208-7516)

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課人事グループ

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：[06-6208-7511](tel:06-6208-7511)

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2026年6月11日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和8年3月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容（年月日）	事案概要
1	環境局		技能職員	55	減給 （令和8年4月30日）	令和7年7月から8月にかけて計10回程度、令和8年1月から2月にかけて計6回から7回、令和8年3月に1回、正当な理由なくマイカー通勤を行った。

この件に関するお問い合わせ

総務局人事部人事課
電話番号： [06-6208-7516](tel:06-6208-7516)
ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課人事グループ

住所：〒530-8201大阪府北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話： [06-6208-7511](tel:06-6208-7511)

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

[トップページ](#) > [市政](#) > [組織](#) > [コンプライアンス・内部統制](#) > [不祥事削減に向けた取り組み](#) > 懲戒処分の公表

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2026年6月10日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和8年5月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容（年月日）	事案概要
1	教育委員会 （学校園）		小学校 事務職員	35	免職 （令和8年5月29日）	令和3年度から令和7年度にかけて、自身の生活費等に充てるため、保護者へ支払うべき就学援助費計503,229円を横領した。 また、保護者から納入された令和7年度分のPTA会費計144,000円を、別の保護者の未収となっている学校徴収金に充当する不適正な会計事務を行った。 さらに、令和2年度から令和7年度にかけて、契約事務において、必要な決裁を経ないまま口頭発注を行うなどの不適正な処理を行った。
2	西成区役所		事務職員	45	戒告 （令和8年5月29日）	令和7年6月、正当な理由がないにもかかわらず、職務上の利害関係者から、自転車の贈与を受けた。

この件に関するお問い合わせ

教育委員会(学校園)

教育委員会事務局教務部教職員人事担当

電話番号：06-6208-9059

ファックス：06-6202-7070

その他

総務局人事部人事課

電話番号：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課人事グループ

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：06-6208-7511

ファックス : 06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

職員の処分について

報道提供日時	2026年02月13日 14時 00分																		
内容	以下のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。 1 処分日 令和8年2月13日 2 被処分者等 (1) わいせつな行為等事案（管理監督責任） <table><tr><td>1 被処分者</td><td>商工労働部 課長補佐級職員（技術）</td></tr><tr><td>2 処分内容</td><td>「戒告」</td></tr><tr><td>3 処分理由</td><td>令和7年9月30日執行の懲戒免職事案に係る管理監督責任。</td></tr></table> (2) 事務処理懈怠等事案 <table><tr><td>1 被処分者</td><td>福祉部 主査級職員（事務）、57歳</td></tr><tr><td>2 処分内容</td><td>「減給1／10 6月」</td></tr><tr><td>3 処分理由</td><td>令和3年度から令和6年度にかけて、複数の未処理事務を発生させると共に、令和4年12月に、決裁を得ずに公文書を作成し施行する不適切な事務処理を行った。</td></tr><tr><td>4 監督責任</td><td>「訓告」1名 政策企画部 課長級職員（事務） 「所属長注意」2名 福祉部 課長級職員（事務） 福祉部 課長補佐級職員（事務）、56歳</td></tr></table> (3) 不適切な言動（パワー・ハラスメント）事案 <table><tr><td>1 被処分者</td><td>都市整備部 技師級職員（技術）、56歳</td></tr><tr><td>2 処分内容</td><td>「減給1／360 6月」</td></tr></table>	1 被処分者	商工労働部 課長補佐級職員（技術）	2 処分内容	「戒告」	3 処分理由	令和7年9月30日執行の懲戒免職事案に係る管理監督責任。	1 被処分者	福祉部 主査級職員（事務）、57歳	2 処分内容	「減給1／10 6月」	3 処分理由	令和3年度から令和6年度にかけて、複数の未処理事務を発生させると共に、令和4年12月に、決裁を得ずに公文書を作成し施行する不適切な事務処理を行った。	4 監督責任	「訓告」1名 政策企画部 課長級職員（事務） 「所属長注意」2名 福祉部 課長級職員（事務） 福祉部 課長補佐級職員（事務）、56歳	1 被処分者	都市整備部 技師級職員（技術）、56歳	2 処分内容	「減給1／360 6月」
1 被処分者	商工労働部 課長補佐級職員（技術）																		
2 処分内容	「戒告」																		
3 処分理由	令和7年9月30日執行の懲戒免職事案に係る管理監督責任。																		
1 被処分者	福祉部 主査級職員（事務）、57歳																		
2 処分内容	「減給1／10 6月」																		
3 処分理由	令和3年度から令和6年度にかけて、複数の未処理事務を発生させると共に、令和4年12月に、決裁を得ずに公文書を作成し施行する不適切な事務処理を行った。																		
4 監督責任	「訓告」1名 政策企画部 課長級職員（事務） 「所属長注意」2名 福祉部 課長級職員（事務） 福祉部 課長補佐級職員（事務）、56歳																		
1 被処分者	都市整備部 技師級職員（技術）、56歳																		
2 処分内容	「減給1／360 6月」																		

	3 処分理由	令和6年6月から令和7年1月にかけて、同僚職員に対してパワー・ハラスメントに該当する不適切な言動を繰り返した。
	4 監督責任	「厳重注意」2名 都市整備部 課長級職員（技術）、58歳 都市整備部 課長補佐級職員（技術）、58歳
	※年齢は処分日現在	
部局	総務部 人事課 考査・退職管理グループ	
ダイヤルイン番号	06-4397-3679	
メールアドレス	jinji-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp	

このページの作成所属
<u>総務部人事課考査・退職管理グループ</u>

大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
代表電話番号 06-6941-0351

職員の処分について

報道提供日時	2026年02月26日 14時 00分																										
内容	以下のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。 1 処分日 令和8年2月26日 2 被処分者等 (1) 通勤手当不正受給事案（その1） <table><tr><td>1 被処分者</td><td colspan="3">商工労働部 非常勤職員、63歳</td></tr><tr><td>2 処分内容</td><td colspan="3">「減給1／10 1月」</td></tr><tr><td>3 処分理由</td><td colspan="3">令和7年4月から同年7月にかけて、届出と異なる費用負担で通勤し、通勤手当を不正に受給した。</td></tr></table> (2) 通勤手当不正受給事案（その2） <table><tr><td>1 被処分者</td><td colspan="3">都市整備部 非常勤職員、64歳</td></tr><tr><td>2 処分内容</td><td colspan="3">「減給1／10 3月」</td></tr><tr><td>3 処分理由</td><td colspan="3">令和7年4月から同年7月にかけて、届け出た通勤経路と異なる経路で通勤し、通勤手当を不正に受給した。</td></tr></table> ※年齢は処分日現在			1 被処分者	商工労働部 非常勤職員、63歳			2 処分内容	「減給1／10 1月」			3 処分理由	令和7年4月から同年7月にかけて、届出と異なる費用負担で通勤し、通勤手当を不正に受給した。			1 被処分者	都市整備部 非常勤職員、64歳			2 処分内容	「減給1／10 3月」			3 処分理由	令和7年4月から同年7月にかけて、届け出た通勤経路と異なる経路で通勤し、通勤手当を不正に受給した。		
1 被処分者	商工労働部 非常勤職員、63歳																										
2 処分内容	「減給1／10 1月」																										
3 処分理由	令和7年4月から同年7月にかけて、届出と異なる費用負担で通勤し、通勤手当を不正に受給した。																										
1 被処分者	都市整備部 非常勤職員、64歳																										
2 処分内容	「減給1／10 3月」																										
3 処分理由	令和7年4月から同年7月にかけて、届け出た通勤経路と異なる経路で通勤し、通勤手当を不正に受給した。																										
部局	総務部 人事課 考査・退職管理グループ																										
ダイヤルイン番号	06-4397-3679																										
メールアドレス	jinji-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp																										

大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
代表電話番号 06-6941-0351

Copyright © Osaka Prefecture, All rights reserved.

教職員の処分について

教職員の処分について

報道提供日時	2026年02月27日 14時 00分	
内容	大阪府教育委員会は、以下のとおり、教職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。	
	1 懲戒処分をした年月日	
	令和8年2月27日	
	2 被処分者等	
	事案（1）	
	被処分者	八尾市立山本小学校・講師・吉井 章人（33歳）
	処分内容	免職
	処分理由	令和7年10月頃から令和8年1月3日にかけて、大阪市内の温泉施設内で盗撮行為を繰り返した。また、令和5年度から令和6年度にかけて、勤務校の男子児童の裸を盗撮した動画データを所持していた。
	管理監督責任	前校長（50歳） 訓告
	事案（2）	
被処分者	府立高等学校・教頭（61歳）	
処分内容	停職1月	
処分理由	教頭は、令和7年4月から8月にかけて、勤務校の新任教員に対し、複数回にわたり、不適切な内容のメールを送信するなどしたほか、同教員の私用の携帯電話番号を無断で取得したうえ、同じ日に30回以上架電するなどした。また、勤務校及び前任校の同僚教員7名に対し、強い口調で叱責するなどのハラスメント行為を行った。	

管理監督責任	准校長（53歳） 訓告
事案（3）	
被処分者	枚方市立中学校・教諭（52歳）
処分内容	減給1月
処分理由	教諭は、令和2年8月及び令和3年2月の2度にわたり、保護者から被害生徒がいじめを受けている旨の連絡を受けたが、管理職に報告することを怠った。 また、令和3年3月、管理職に相談することなく、独断で、被害生徒と関係生徒の話し合いをさせ、その際、被害生徒を残して一時その場を退出したり、被害生徒に対し不適切な発言をするなどした。
管理監督責任等	教頭（49歳） 訓告 関係教員（教諭・34歳） 訓告 関係教員（教諭・29歳）、（教諭・53歳）、（教諭・41歳） 厳重注意
事案（4）	
被処分者	府立高等学校・非常勤講師（62歳）
処分内容	減給1月
処分理由	令和7年7月から9月にかけて、授業中に作業ミスをする等した生徒らに対して、金属製の物差しで頭や腕を叩く等の体罰を行った。
管理監督責任	校長（46歳） 厳重注意
事案（5）	
被処分者	府立高等学校・臨時実習助手（21歳）
処分内容	減給1月
処分理由	令和7年10月から12月にかけて、届け出た通勤経路を使用せずに自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。
事案（6）	
被処分者	府立高等学校・首席（56歳）
処分内容	戒告

	処分理由 令和7年9月15日、教諭と車内で夜景を見ていた際、教諭に覆いかぶさる等のセクシュアル・ハラスメント行為を行った。
	【問い合わせ先】 教育庁教職員人事課管理・公務災害グループ 電話番号：06-6944-6896（直通） ファクシミリ番号：06-6944-6897
部局	教育庁 教職員室教職員人事課 管理・公務災害グループ
ダイヤルイン番号	06-6944-6896
メールアドレス	kyoshokujinji-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

このページの作成所属
<u>教育庁教職員室教職員人事課管理・公務災害グループ</u>

大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

代表電話番号 06-6941-0351

職員の処分について

報道提供日時	2026年03月13日 14時 00分										
内容	以下のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。 1 処分日 令和8年3月13日 2 被処分者等 (1) 暴行事案 <table><tr><td>1 被処分者</td><td>財務部 主事級職員（事務）、59歳</td></tr><tr><td>2 処分内容</td><td>「減給1／10 1月」</td></tr><tr><td>3 処分理由</td><td>令和7年5月、同僚職員に対して暴行に該当する行為を行い職場の秩序を乱した。</td></tr><tr><td>4 監督責任</td><td>「厳重注意」3名 財務部 課長級職員（事務）、58歳 財務部 課長級職員（事務） 財務部 課長補佐級職員（事務）、59歳</td></tr></table> ※年齢は処分日現在			1 被処分者	財務部 主事級職員（事務）、59歳	2 処分内容	「減給1／10 1月」	3 処分理由	令和7年5月、同僚職員に対して暴行に該当する行為を行い職場の秩序を乱した。	4 監督責任	「厳重注意」3名 財務部 課長級職員（事務）、58歳 財務部 課長級職員（事務） 財務部 課長補佐級職員（事務）、59歳
1 被処分者	財務部 主事級職員（事務）、59歳										
2 処分内容	「減給1／10 1月」										
3 処分理由	令和7年5月、同僚職員に対して暴行に該当する行為を行い職場の秩序を乱した。										
4 監督責任	「厳重注意」3名 財務部 課長級職員（事務）、58歳 財務部 課長級職員（事務） 財務部 課長補佐級職員（事務）、59歳										
部局	総務部 人事課 考査・退職管理グループ										
ダイヤルイン番号	06-4397-3679										
メールアドレス	jinji-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp										

このページの作成所属
総務部人事課考査・退職管理グループ

大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
代表電話番号 06-6941-0351

Copyright © Osaka Prefecture, All rights reserved.

教職員の処分について

教職員の処分について

報道提供日時	2026年03月26日 14時 00分																						
内容	大阪府教育委員会は、以下のとおり、教職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。 1 懲戒処分をした年月日 令和8年3月26日 2 被処分者等 <table><tr><td>事案（1）</td><td></td></tr><tr><td>被処分者</td><td>府立淀川清流高等学校・教諭・竹村颯真（26歳）</td></tr><tr><td>処分内容</td><td>免職</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>令和7年10月11日及び同年12月15日の2度にわたり、兵庫県内において、路上ですれ違った面識のない女子高校生らに対し、臀部を触る等のわいせつ行為をするなどした。</td></tr></table> <table><tr><td>事案（2）</td><td></td></tr><tr><td>被処分者</td><td>府立出来島支援学校・教諭・河村昂（31歳）</td></tr><tr><td>処分内容</td><td>免職</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>令和6年冬頃から令和8年2月頃にかけて、女性のスカート内の下着を、延べ10回程度盗撮したほか、令和8年2月10日、駅構内の階段等において、2名の女性のスカート内を盗撮した。</td></tr></table> <table><tr><td>事案（3）</td><td></td></tr><tr><td>被処分者</td><td>府立支援学校・教諭（38歳）</td></tr><tr><td>処分内容</td><td>停職1月</td></tr></table>	事案（1）		被処分者	府立淀川清流高等学校・教諭・竹村颯真（26歳）	処分内容	免職	処分理由	令和7年10月11日及び同年12月15日の2度にわたり、兵庫県内において、路上ですれ違った面識のない女子高校生らに対し、臀部を触る等のわいせつ行為をするなどした。	事案（2）		被処分者	府立出来島支援学校・教諭・河村昂（31歳）	処分内容	免職	処分理由	令和6年冬頃から令和8年2月頃にかけて、女性のスカート内の下着を、延べ10回程度盗撮したほか、令和8年2月10日、駅構内の階段等において、2名の女性のスカート内を盗撮した。	事案（3）		被処分者	府立支援学校・教諭（38歳）	処分内容	停職1月
事案（1）																							
被処分者	府立淀川清流高等学校・教諭・竹村颯真（26歳）																						
処分内容	免職																						
処分理由	令和7年10月11日及び同年12月15日の2度にわたり、兵庫県内において、路上ですれ違った面識のない女子高校生らに対し、臀部を触る等のわいせつ行為をするなどした。																						
事案（2）																							
被処分者	府立出来島支援学校・教諭・河村昂（31歳）																						
処分内容	免職																						
処分理由	令和6年冬頃から令和8年2月頃にかけて、女性のスカート内の下着を、延べ10回程度盗撮したほか、令和8年2月10日、駅構内の階段等において、2名の女性のスカート内を盗撮した。																						
事案（3）																							
被処分者	府立支援学校・教諭（38歳）																						
処分内容	停職1月																						

処分理由	令和元年から令和5年頃にかけて、女性教員らに対し、性的な話題を繰り返し発言したほか、太ももや肩に触れるなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。また、令和5年1学期頃、児童らに対し不適切な言動を行った。
管理監督責任	前校長（62歳） 厳重注意

事案（4）	
被処分者	泉南郡町立中学校・校長（53歳）
処分内容	減給6月
処分理由	令和4年度及び令和5年度において、家庭科の免許を有しない教員に当該授業を行うよう指示したほか、当該授業にかかる出席簿上の担当教員名を、実際に授業を行っていない別の教員名に修正するよう指示した。 また、令和3年度から令和5年度にかけて、教員への人事面談を適切に実施していないにもかかわらず、適切に実施したとする報告を行った。

事案（5）	
被処分者	府立支援学校・教諭（65歳）
処分内容	減給3月
処分理由	授業中に多動になった生徒を抑える中で当該生徒の髪を掴む等したほか、別の生徒に頭を叩かれて感情的になり、当該生徒の頭を複数回叩き返す等した。
管理監督責任等	校長（62歳） 訓告 関係教員（教諭・41歳）、（教諭・33歳）、（教諭・47歳） 所属長注意

事案（6）	
被処分者	府立高等学校・教諭（25歳）
処分内容	減給3月
処分理由	令和7年7月から12月にかけて、届け出た通勤経路を使用せずに自動車で通勤して通勤手当を不正に受給したほか、出張の際に虚偽の経路で申請を行い、旅費を不正に受給した。 また、自動車で通勤する途中で停車していた車両に追突する交通事故を起こした。
管理監督責任	校長（49歳） 厳重注意

事案（7）	
被処分者	府立高等学校・教諭（36歳）
処分内容	減給3月
処分理由	令和7年8月から11月にかけて、通勤認定を受けた自転車を使用せずに自動車通勤し、通勤手当を不正に受給した。 なお、教諭は、過去にも無許可で自動車通勤をしたことで、校長から注意を受けていた。
事案（8）	
被処分者	府立高等学校・教諭（62歳）
処分内容	減給1月
処分理由	令和6年12月から令和7年12月にかけて、届け出た通勤経路を使用せずに家族が運転する自動車に同乗して通勤し、通勤手当を不正に受給した。
事案（9）	
被処分者	府立高等学校・講師（23歳）
処分内容	減給1月
処分理由	令和7年10月に生徒に体罰をしたことで「訓戒」の服務上の措置を受けていたにもかかわらず、卒業式後に卒業生らと記念写真を撮影する際に、自身の体罰を揶揄するようなポーズで写真を撮る等した。
管理監督責任	校長（60歳） 嚴重注意
事案（10）	
被処分者	府立高等学校・講師（66歳）
処分内容	戒告
処分理由	令和6年7月から令和8年2月にかけて、学校に届出をせずに、通常の定期券よりも安価な割引定期券を使用して通勤し、通勤手当を不正に受給した。

	管理監督責任等 前任校教頭（41歳） 所属長注意
	事案（11） 被処分者 府立高等学校・講師（48歳） 処分内容 戒告 処分理由 令和8年2月18日、交際相手と口論になった際、平手打ちを行うなどの暴行を行った。
	【問い合わせ先】 教育庁教職員人事課管理・公務災害グループ 電話番号：06-6944-6896（直通） ファクシミリ番号：06-6944-6897
部局	教育庁 教職員室教職員人事課 管理・公務災害グループ
ダイヤルイン番号	06-6944-6896
メールアドレス	kyoshokujinji-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

このページの作成所属
教育庁教職員室教職員人事課管理・公務災害グループ

職員の処分について

報道提供日時	2026年03月27日 14時 00分						
内容	以下のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。 1 処分日 令和8年3月27日 2 被処分者等 (1) 道路交通法違反等事案 <table><tr><td>1 被処分者</td><td>都市整備部 非常勤職員、58歳</td></tr><tr><td>2 処分内容</td><td>「減給1／10 1月」</td></tr><tr><td>3 処分理由</td><td>令和7年10月、歩行者に衝突し、路上に転倒させる事故を起こし、けがをさせるとともに道路交通法に違反した。</td></tr></table> ※年齢は処分日現在	1 被処分者	都市整備部 非常勤職員、58歳	2 処分内容	「減給1／10 1月」	3 処分理由	令和7年10月、歩行者に衝突し、路上に転倒させる事故を起こし、けがをさせるとともに道路交通法に違反した。
1 被処分者	都市整備部 非常勤職員、58歳						
2 処分内容	「減給1／10 1月」						
3 処分理由	令和7年10月、歩行者に衝突し、路上に転倒させる事故を起こし、けがをさせるとともに道路交通法に違反した。						
部局	総務部 人事課 考査・退職管理グループ						
ダイヤルイン番号	06-4397-3679						
メールアドレス	jinji-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp						

このページの作成所属

総務部人事課考査・退職管理グループ

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
代表電話番号 06-6941-0351

Copyright © Osaka Prefecture, All rights reserved.

教職員の処分について

教職員の処分について

報道提供日時	2026年05月29日 14時 00分																						
内容	大阪府教育委員会は、以下のとおり、教職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。 1 懲戒処分をした年月日 令和8年5月29日 2 被処分者等 <table><tr><td>事案（1）</td><td></td></tr><tr><td>被処分者</td><td>岸和田市立山直中学校・教諭・日下 良介（35歳）</td></tr><tr><td>処分内容</td><td>免職</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>令和7年4月頃から令和8年4月頃にかけて、女性のスカート内を、延べ10回程度盗撮したほか、令和8年4月22日、駅のホーム待合列において、女性のスカート内を盗撮した。</td></tr></table> <table><tr><td>事案（2）</td><td></td></tr><tr><td>被処分者</td><td>阪南市立上荘小学校・主事・土橋 英悟（26歳）</td></tr><tr><td>処分内容</td><td>免職</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>令和6年7月頃から同年9月頃にかけて、また令和8年4月初旬頃から同月末頃にかけて、女子高校生のスカート内を、延べ15回程度盗撮する等した。</td></tr></table> <table><tr><td>事案（3）</td><td></td></tr><tr><td>被処分者</td><td>羽曳野市立小学校・非常勤講師（73歳）</td></tr><tr><td>処分内容</td><td>停職6月</td></tr></table>	事案（1）		被処分者	岸和田市立山直中学校・教諭・日下 良介（35歳）	処分内容	免職	処分理由	令和7年4月頃から令和8年4月頃にかけて、女性のスカート内を、延べ10回程度盗撮したほか、令和8年4月22日、駅のホーム待合列において、女性のスカート内を盗撮した。	事案（2）		被処分者	阪南市立上荘小学校・主事・土橋 英悟（26歳）	処分内容	免職	処分理由	令和6年7月頃から同年9月頃にかけて、また令和8年4月初旬頃から同月末頃にかけて、女子高校生のスカート内を、延べ15回程度盗撮する等した。	事案（3）		被処分者	羽曳野市立小学校・非常勤講師（73歳）	処分内容	停職6月
事案（1）																							
被処分者	岸和田市立山直中学校・教諭・日下 良介（35歳）																						
処分内容	免職																						
処分理由	令和7年4月頃から令和8年4月頃にかけて、女性のスカート内を、延べ10回程度盗撮したほか、令和8年4月22日、駅のホーム待合列において、女性のスカート内を盗撮した。																						
事案（2）																							
被処分者	阪南市立上荘小学校・主事・土橋 英悟（26歳）																						
処分内容	免職																						
処分理由	令和6年7月頃から同年9月頃にかけて、また令和8年4月初旬頃から同月末頃にかけて、女子高校生のスカート内を、延べ15回程度盗撮する等した。																						
事案（3）																							
被処分者	羽曳野市立小学校・非常勤講師（73歳）																						
処分内容	停職6月																						

処分理由	令和8年4月17日、電車内において、女子高校生の太ももを触る痴漢行為をした。
事案（4）	
被処分者	府立支援学校・講師（54歳）
処分内容	停職1月
処分理由	令和8年4月19日、自宅で家族と口論になった際、椅子を投げて、妻に傷害を負わせた。
事案（5）	
被処分者	河内長野市立小学校・教諭（35歳）
処分内容	停職1月
処分理由	令和8年3月20日、河内長野市内の商業施設駐車場において、面識のない男性とトラブルになり、男性の腹部を6回蹴り、傷害を負わせた。また、男性の自家用車を蹴って損壊させた。
事案（6）	
被処分者	府立高等学校・教諭（27歳）
処分内容	減給3月
処分理由	令和6年6月1日から同月28日にかけて、病気休暇中に、合計2回、延べ8日間、宿泊を伴う旅行に行く等した。 さらに、病気休暇から復帰後、令和6年7月から同年12月にかけて、合計62回、延べ682分間にわたって、勤務時間中に学校外で喫煙する等の職場離脱を常習的に行った。
事案（7）	
被処分者	吹田市立小学校・校長（50歳）
処分内容	戒告
処分理由	令和7年9月25日、授業で児童が作成したワークシートの画像を、氏名が判別できる状態で学校ブログに投稿したうえ、当該画像を自宅PCから私用のSNS等に投稿した結果、児童の個人情報が流出した。

【問い合わせ先】

	教育庁教職員人事課管理・公務災害グループ 電話番号：06-6944-6896（直通） ファクシミリ番号：06-6944-6897
部局	教育庁 教職員室教職員人事課 管理・公務災害グループ
ダイヤルイン番号	06-6944-6896
メールアドレス	kyoshokujinji-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

このページの作成所属
<u>教育庁教職員室教職員人事課管理・公務災害グループ</u>

大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
代表電話番号 06-6941-0351

3 今後の重点取組

重点取組事案（令和8年4月～）

任命権者	重点的に取り組む事案
市長部局等	① 飲酒時の非違行為 ② ハラスメント事案
学校園	① 教職員による児童生徒に対する非違行為 ② ハラスメント事案

市長部局等

① 飲酒時の非違行為

いまだ減少傾向とはいえず、気の緩みやすい飲酒時において、公務員としての自覚を一層促す必要があるため、**継続**とする。

② ハラスメント事案

ハラスメント外部通報窓口の設置などにより相談・通報しやすい環境構築がなされている一方、パワーハラスメントによる処分事案が増加していることに鑑み、今後もハラスメントのない誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、切れ目のない取組が必要不可欠であるため、**継続**とする。

学校園

① 教職員による児童生徒に対する非違行為

体罰・わいせつ行為等の非違行為が引き続き発生しており、安全・安心な教育環境を実現するためには取組が必要不可欠であるため、**継続**とする。

② ハラスメント事案

教職員が互いに尊重し、支えあい、誇りをもって働くことができる職場環境の実現に向けて、切れ目のない取組が必要不可欠であるため、**継続**とする。